

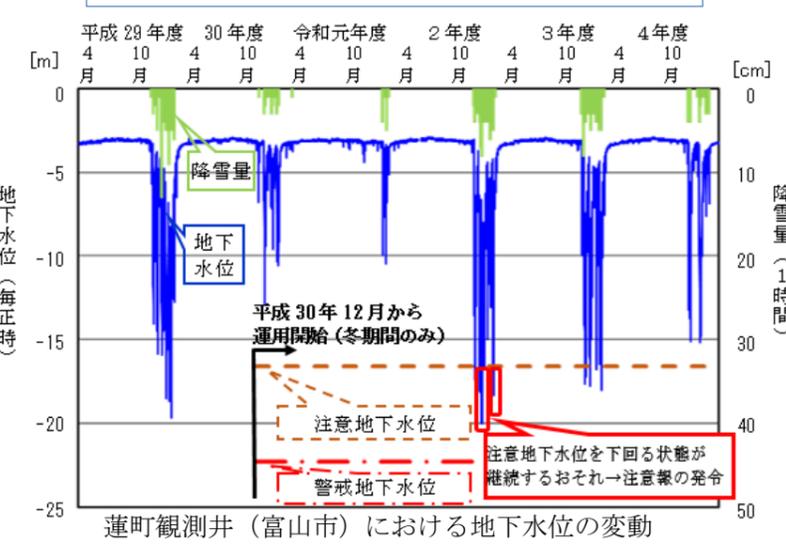
# 富山県地下水指針（第5次）（素案）の概要

## 第1章 総論

- 趣旨**  
将来にわたり本県の貴重な地下水を保全し、適正に利用するとともに、地下水の涵養を図っていくための取組みを明らかにするもの。
- 計画期間**  
令和6(2024)年度から12(2030)年度まで
- 対象地域**
  - 保全・適正利用対策：県内平野部
  - 涵養に関する取組み：県内全域

## 第2章 地下水を取り巻く現状と課題

- ① 消雪設備が増加する中、記録的な大雪による取水障害が市街地で多く見られるようになったことから、冬期間の地下水位低下対策の一層の推進が必要
- ② 気候変動により降雪量や融雪時期の変化が想定されることから、地下水への影響について調査研究、施策への反映が必要
- ③ 住宅地や工業用地等の土地開発、水田面積の減少等による涵養量の減少が懸念され、引き続き地下水涵養の取組みが必要
- ④ 将来にわたり、地域に根差した地下水保全活動を促進するため、次世代の担い手の育成が必要
- ⑤ 地下水利用者の自主的な保全活動を促進するため、地下水の状況や節水の具体的な取組みの情報提供が必要

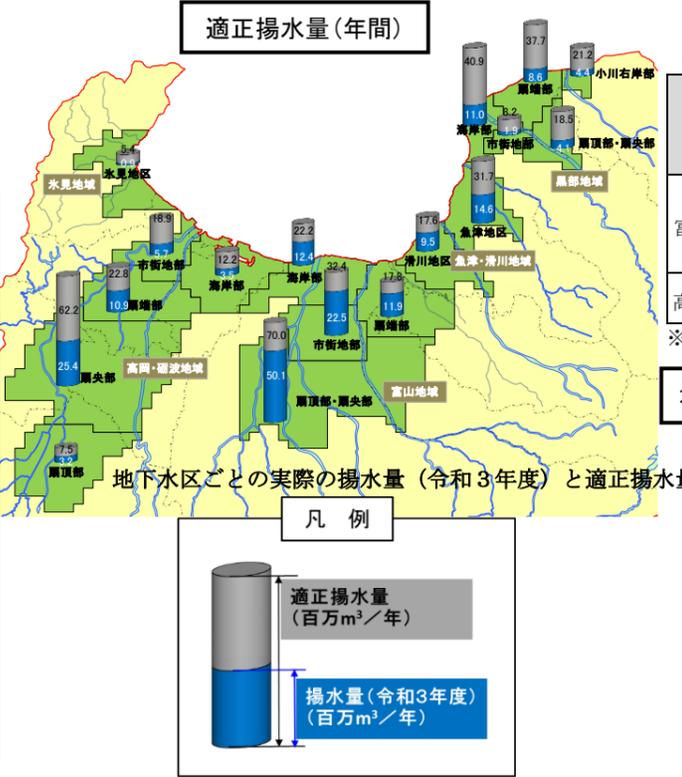


## 第3章 地下水指針の目標と指標

- 目標**  
豊かで清らかな地下水の保全と次世代につなぐ健全な水循環の確保
- 【地下水を守る】地下水の過剰採取に伴う地下水障害を防ぐ
  - 【地下水を育む】地下水の涵養により健全な水循環を確保する

- 指標**

指標	概ね5年前	現況	目標 (R12(2030)年度)
実際の揚水量が適正揚水量の範囲内である地下水区の割合	100% H27(2015)年度	100% R3(2021)年度	100%
冬期間の地下水位低下注意報・警報の発令回数	発令なし H30(2018)年度	発令なし R4(2022)年度	発令なし (発令した場合迅速やかな回復に努める)
地下水位データのリアルタイム提供を行う観測地点数	4地点 H29(2017)年度	7地点 R4(2022)年度	全33地点 (地下水位低下により障害が見られる地域優先)
地下水涵養に取り組む地域数	3地域 H29(2017)年度	3地域 R4(2022)年度	全4地域
森林整備延べ面積(累計)	35,807ha H29(2017)年度	41,036ha R4(2022)年度	48,936ha
環境保全活動取組者数(うち地下水保全活動)	3,677人(213人) H30(2018)年度	2,946人(319人) R4(2022)年度	6,000人(600人)



冬期間の注意喚起水位

地域	観測井	注意喚起水位	
		注意 地下水位	警戒 地下水位
富山市	奥田北	-12.9m	-17.5m
	蓮町	-16.6m	-22.3m
高岡市	京町	-21.1m	-23.9m

※いずれも地表面を基準とする水位



## 第4章 地下水の保全と涵養に向けた取組み

取組みの柱	具体的な施策（主なもの）
(1) 地下水条例による規制	市町村との連携による監視・指導（条例に基づく立入検査、取水基準の遵守状況の確認等）
(2) 開発事業における配慮	開発行為における地下水環境への配慮の推進（事前協議等の機会を通じた指導・助言）
(3) 地下水の節水・利用の合理化	<ul style="list-style-type: none"> <li>☑ 節水・適正利用の取組みの紹介・普及（節水によるカーボンニュートラルへの貢献）</li> <li>☑ 消雪設備の適正な設定や維持管理（<u>適正な維持管理についての動画配信</u>）</li> <li>☑ 冬期間の地下水位低下に関する情報提供の拡充（<u>地下水保全の効果的な啓発、関連情報の提供</u>）</li> <li>☑ 地下水位低下時の情報提供及び適正利用の呼びかけ（<u>気象予報を参考とした地下水位低下予測の情報提供</u>、届出や報告等の機会を活用した節水協力の周知）</li> </ul>
(4) 冬期間の地下水位低下対策の推進	
(5) 地下水障害等の監視体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>☑ 地下水位情報の長期的な蓄積と評価（<u>長期変化傾向の把握と評価、施策への反映</u>）</li> <li>☑ <u>地下水位観測情報の集約と情報発信</u>、調査研究機関との連携</li> </ul>
(6) 水循環系の健全性の確保	☑ 多様な観点からの取組みの推進（カーボンニュートラル、ネイチャーポジティブの観点からの取組みの普及啓発）
(7) 地下水の涵養の普及・拡大	☑ 地下水利用者における人工涵養の取組みの促進（ <u>適地での簡便な取組み方法の検討、取組みの認証・評価制度の普及啓発</u> ）
(8) 調査・研究の推進	気候変動に伴う地下水環境への影響の調査・研究（涵養量や地下水位への影響についての調査・研究の推進）
(9) 地下水利用者における自主的対策の促進	事業者における自主的な地下水対策の促進（普及啓発や地下水利用団体への支援）
(10) 地下水の保全に向けた意識の高揚及び取組みの拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>☑ 「地下水の守り人」の活動を通じた地下水保全意識の推進（<u>動画配信による学習機会の拡大</u>）</li> <li>☑ 次世代への地下水保全意識の継承に向けた人づくり（<u>若者を対象とした体験型講習会の開催</u>）</li> </ul>
(11) 新たな分野における地下水利用の拡大	☑ <u>地中熱利用設備の設置支援、災害時の地下水利用（防災井戸）</u>



## 第5章 地下水指針の推進

- **推進体制** 地下水利用者及び行政で構成する各地域の地下水利用対策協議会等と連携して、指針に掲げる取組みを推進
- **進行管理** 指標の達成状況や施策の進捗状況の把握により進行管理を図り、環境白書等により公表